

横浜市景観計画（変更の素案）の修正点

1 趣旨

平成30年11月20日に開催した公聴会における公述意見をふまえ、横浜市景観計画（変更の素案）を修正し、横浜市景観計画（変更の原案）とします。

2 修正点

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第4章 山手地区における景観計画

頁	項目	旧：横浜市景観計画（変更の素案）	新：横浜市景観計画（変更の原案）
60	第1 1	<p>(略)</p> <p><u>このような山手地区の歴史を残した街並みや良好な地区環境を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</u></p> <p>(略)</p>
66	第5 2	<p>(1) 山手町特定地区</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する</u> 広告物等</p> <p>(イ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等</p> <p>(ウ) 表示面積が1㎡以下の広告物等</p>	<p>(1) 山手町特定地区</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等の表示、又は掲出する物件の設置に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) <u>営造物、施設、記念物等の由来等を説明する</u> 広告物等</p> <p>(イ) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等する広告物等</p> <p>(ウ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等</p> <p>(エ) <u>電柱又は消火栓標識を利用する</u> 広告物等で、表示面積が1㎡以下の広告物等</p>
—	計画図4の1	計画図4の1横浜市景観計画（山手地区）区域図について、元町特定地区の地区界に一部錯誤がありましたので、修正します。	区域図について、元町特定地区の地区界に
—	計画図	計画図4の3建築物の最高高さについて、山手町地区地区計画区域内で最高高さの表	

	4の3	記に一部錯誤がありましたので、修正します。
—	計画図 4の5	計画図4の5景観重要公共施設について、景観重要道路⑦山手本通りの指定区間を延長し、元町公園の前から地蔵坂上の交差点までの区間についても指定します。あわせて、⑦山手本通り及び⑧谷戸坂の指定区間を明記します。 また、公園の区域に一部錯誤がありましたので、修正します。